

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の確立

「武力攻撃事態等」において、市は、国から県を通じて市対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに「**多久市国民保護対策本部**」（以下「**市対策本部**」という。）を設置し、市内での国民保護措置の総合的な推進を図ることとなる。

しかしながら、負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。このため、市は、政府からの市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階において、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そこで、市における、政府による市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階での初動体制について、次のとおり定める。

第1 情報の伝達

負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の事案（将来において武力攻撃事態等の認定に繋がる事案を含む。以下「**緊急事案**」という。）に迅速かつ的確に対応するためには、まず迅速な情報の伝達と情報の共有が重要である。

このため、住民からの通報や県からの連絡その他の情報により、市職員が緊急事案の発生や発生する恐れを覚知したときは、覚知した内容を迅速かつ的確に市長まで伝達する。

第2 国民保護対策本部設置前における初動体制

市 **総務対策部** は、職員や現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合においては、市としての確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、「**緊急事態情報連絡室**」を設置して対処する。

1 緊急事態情報連絡室の設置

(1) 設置基準

緊急事態情報連絡室は、次の場合に設置する。
設置後は、設置した旨を県に連絡する。

本市に対して、国から県を通じて市対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、総務課長が必要と認める場合

- ア 県の緊急事態警戒本部が設置された場合
- イ その他、総務課長が設置の必要があると認めた事態

(2) 設置場所

緊急事態情報連絡室は、原則として総務課内に設置する。

(3) 構成

緊急事態情報連絡室は、次の者で組織する。

- ・ 総務課長
- ・ 行政係長
- ・ 消防防災主査
- ・ 事態の状況に応じ、総務課長が情報収集や関係機関等との相互連絡が必要と認めた部課長

緊急事態情報連絡室長は、総務課長をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態情報連絡室は、次の事務を掌る。

- ・ 事態に関する情報収集、関係機関等との相互連絡及び調整
- ・ 広域応援に関する事項
- ・ 武力攻撃事態等の認定後にあっては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や市国民保護対策本部を設置すべき市の指定に係る国への要請等に関する事項
- ・ 市国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態情報連絡室長が指示する事項

(5) 配備要員

緊急事態情報連絡室の要員として、総務課長、関係部課長がそれぞれの市職員の中から事態に応じて指名する者

(6) 国民保護対策本部設置前における初動措置

市 **総務対策部** は、「緊急事態情報連絡室」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

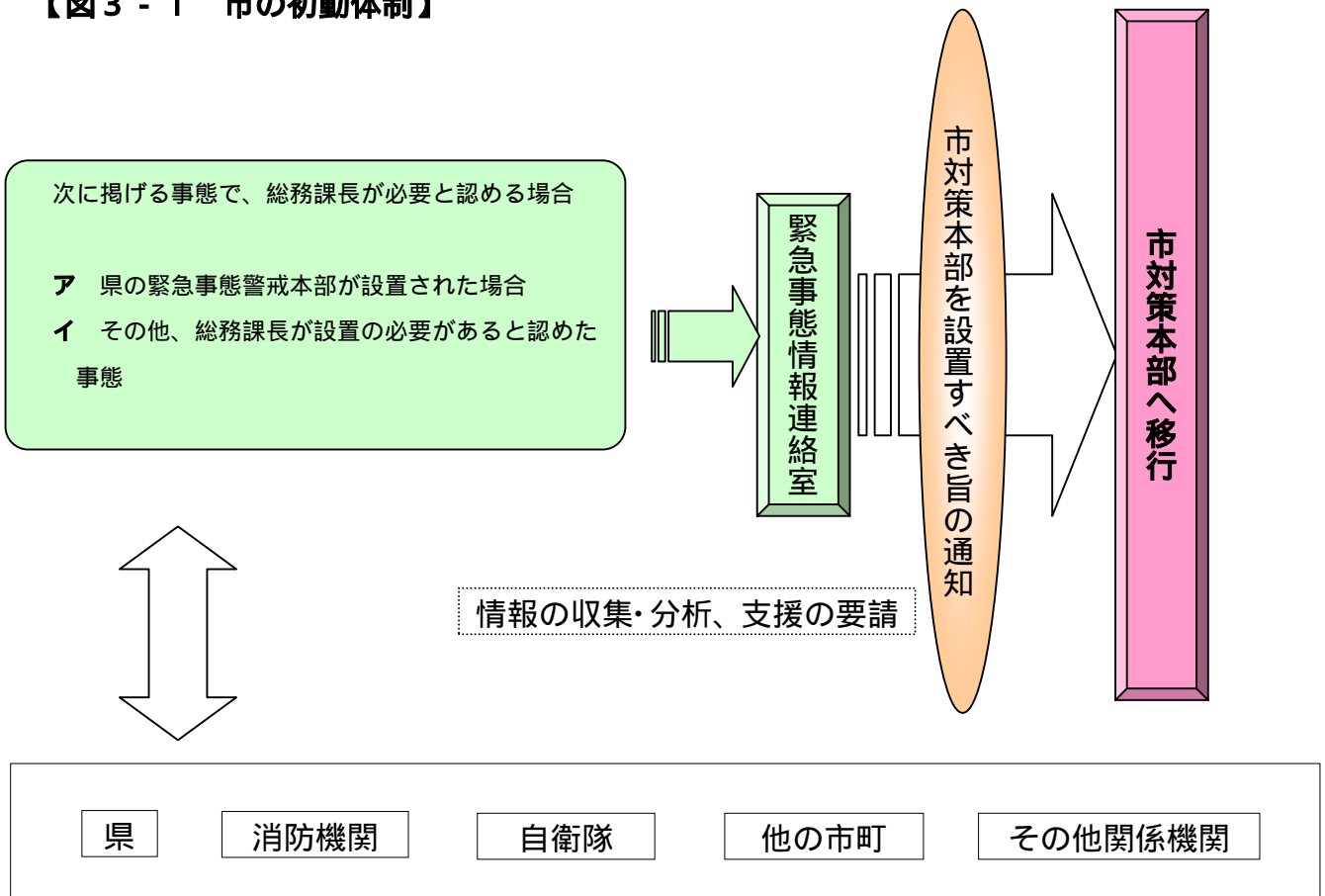
市長 **総務対策部** は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町に対し支援を要請する。

第3 国民保護対策本部への移行

「緊急事態情報連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態情報連絡室」は廃止する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【図3 - 1 市の初動体制】



第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部の設置の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

第1 市対策本部の設置

1 市対策本部設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法第25条第2項）

市長は **総務対策部** は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置（法第27条第1項）

市長 **総務対策部** は、指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態情報連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。【前章を参照】

(3) 市対策本部の設営

市 **総務対策部** は、「大会議室」（市役所4階）に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信の状態を確認）。

(4) 市対策本部を設置した旨の関係機関への連絡及び公表等

市長 **総務対策部** は、市対策本部を設置したときは、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は連絡する。

- ・ 県
- ・ 市議会（市議会事務局経由）
- ・ 佐賀広域消防局
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 防災関係機関その他市長が連絡する必要があると認めた機関

また、市 **総務対策部** は、市対策本部を設置したときは、直ちにその旨を報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）に対して情報提供するとともに、市のホームページ

ジにおいて公表するものとする。

(5) 交代要員等の確保

市 **各対策部** は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

(6) 本部の代替機能の確保

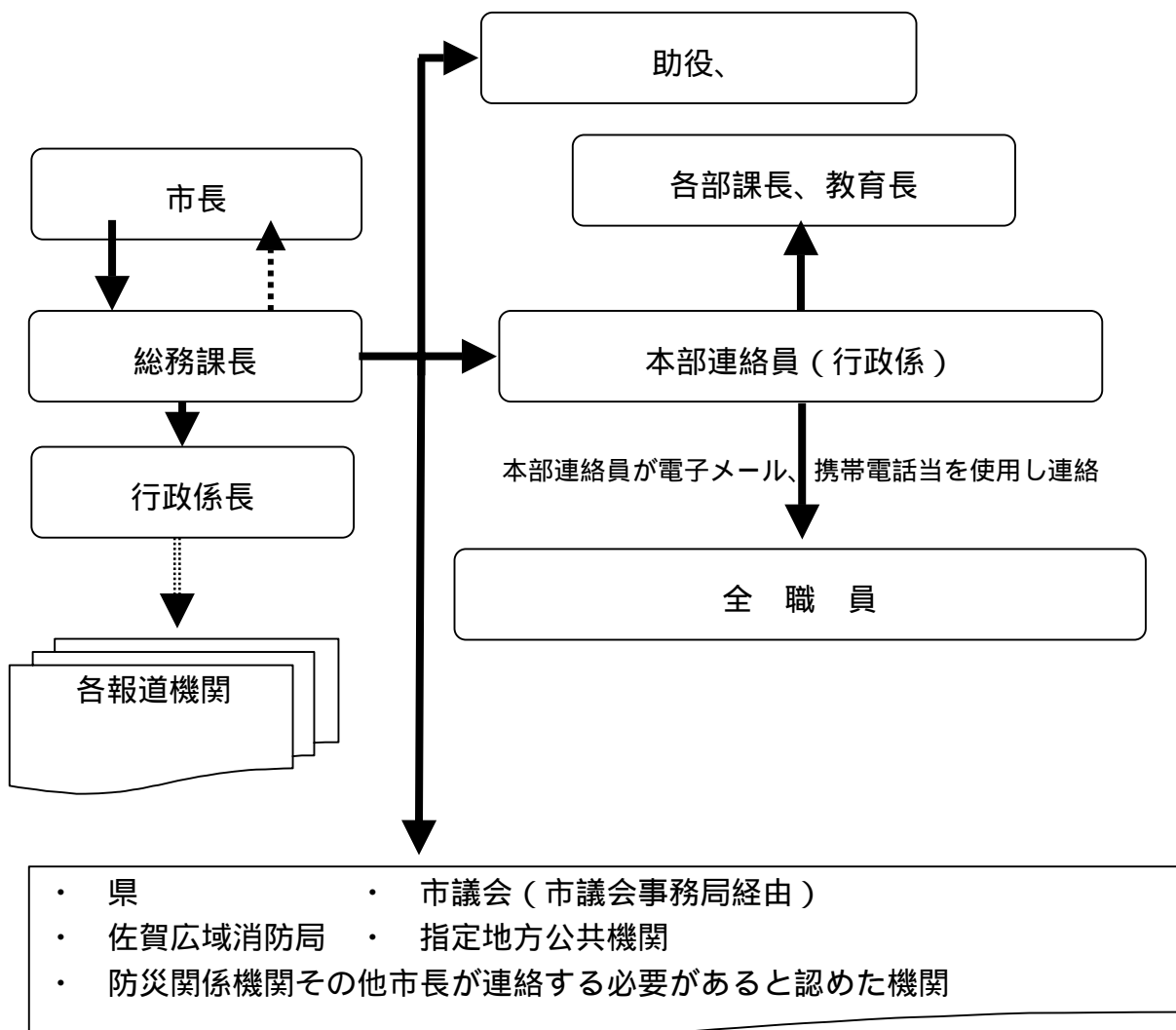
市 **総務対策部** は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を本庁内に設置できない場合は、多久市中央公民館、母子健康センター等の中から、被災状況を勘案して指定する施設に設置する。

また、市長 **総務対策部** は、市の区域を越える避難が必要で、区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

2 市対策本部設置の本部要員等への伝達

市対策本部の設置に係る本部要員等への伝達は、次の系統で行う。

【図3 - 2 本部要員等への伝達系統】



3 職員の参集配備

(1) 職員の参集配備

職員は、国民保護措置に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア 勤務時間外においては、次のとおりとする。

(ア) 市対策本部設置に伴う登庁の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに登庁するものとする。

(イ) 災害の規模などが確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

イ 次の(ア)から(イ)に該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。

(ア) 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。

(イ) 職員自身が重大な負傷等により、登庁できないときは、**ア**の規定は適用しない。

(ウ) 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

(エ) 遠隔地に出張する等により、直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努めるものとする。

ウ イの場合において、上司との連絡がとれるときは、その指示を受けるものとする。

エ 参集場所の例外

職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に登庁できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受けるものとする。

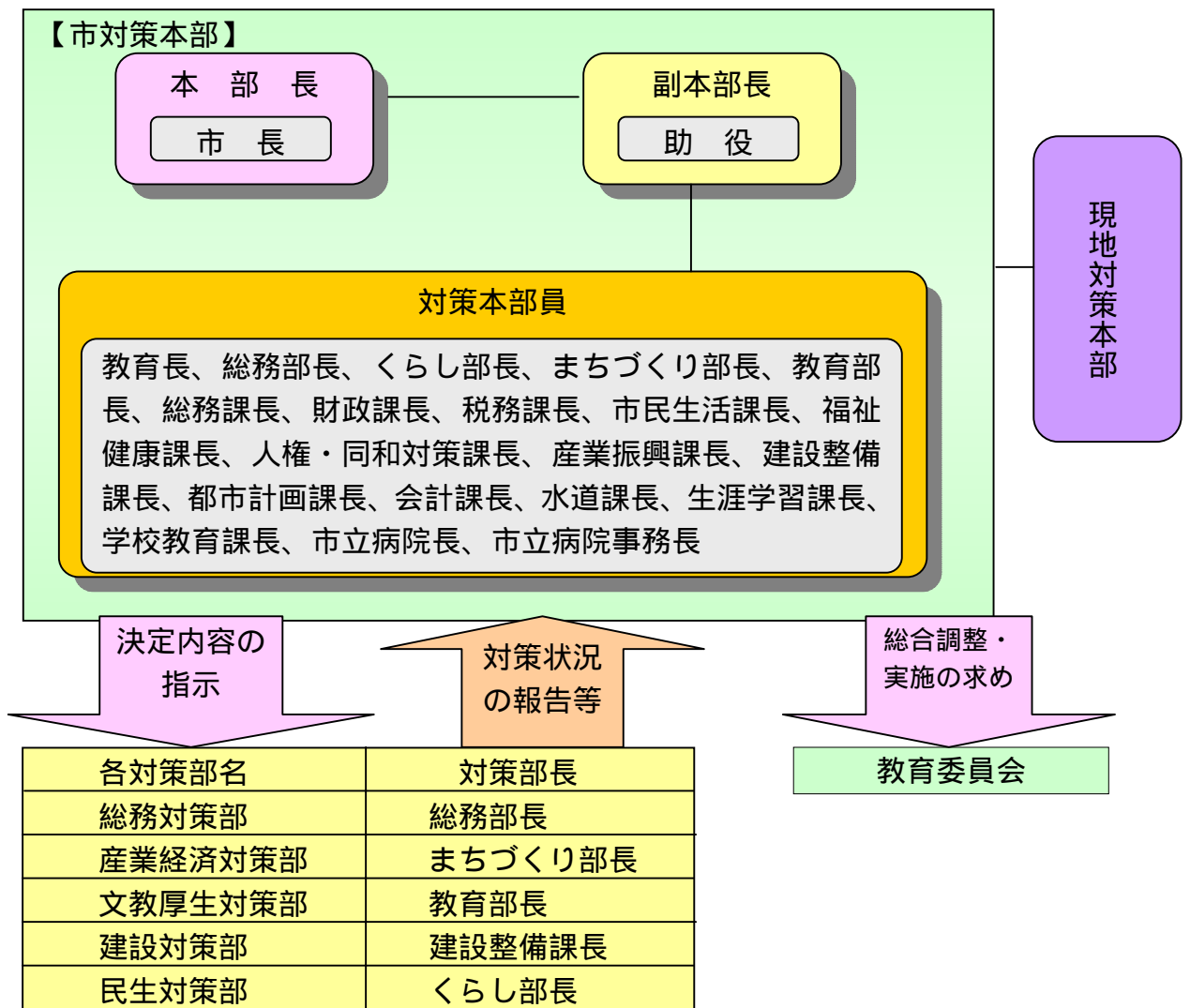
4 市対策本部の組織及び各対策部の構成等

市対策本部の組織は次の図3 - 3 - 1のとおりとする。

また、市対策本部に各対策部を設け、その構成課等は図3 - 3 - 2のとおりとする。

なお、実際の措置の実施にあたって、特定の課等に業務が集中することも考えられることから、各対策部は、人員の配置や予算等について、各対策部内で適切にマネジメントし、各対策部の業務を的確かつ迅速に実施できるよう努めるものとする。

【図3-3-1 市対策本部の組織】



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各対策部において措置を実施するものとする(市対策本部には、各対策部から要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

市対策本部長が必要と認めるとき、国、県の職員その他市職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

【図3 - 3 - 2 各対策部の構成課等】

各対策部名	対策部長	業務
総務対策部 (主管:総務課) 総務部経営統括室 財政課 会計課	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部に関すること ・警報、避難の指示等の伝達 ・国、県、他市町、消防、警察、自衛隊等との連絡調整 ・避難施設の指定への協力、連絡調整 ・避難実施要領の策定、避難誘導の体制整備等 ・被災情報の収集、提供体制の整備 ・安否情報の収集、提供体制の整備等 ・職員に関すること ・国民保護措置関係予算その他財政に関すること ・現地対策本部の設置等に関すること ・特殊標章等の交付に関すること
産業経済対策部 (主管:まちづくり部 経営統括室) 産業振興課	まちづくり部長	<ul style="list-style-type: none"> ・運送の計画、手配、体制整備等 ・食品の給与、確保体制の整備 ・家畜防疫、へい獣処理等の体制整備
文教厚生対策部 (主管:福祉健康課) 市民生活課 水道課 教育統括室 学校教育課 生涯学習課	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、乳幼児等の保護に関すること ・避難所等の開設、運営体制整備等 ・戸籍等の保護、火葬等の許可に係る体制整備 ・医療、助産及び感染症予防等に関する体制整備 ・ボランティアの支援、調整体制の整備 ・義援金、救援物資の集配体制の整備等 ・遺体処理、火葬、埋葬の体制整備 ・廃棄物、し尿の処理体制の整備 ・生活関連物資等の価格安定体制整備 ・児童生徒の避難、救援等に関する計画、体制整備等 ・児童生徒の応急教育に関する計画、体制整備等 ・学校への警報等の伝達体制整備等 ・避難施設の開設、運営等に関する計画、体制整備等 ・文化財の調査、保護 ・水道の応急復旧、給水体制の整備等
建設対策部 (主管:建設整備課) 都市計画課	建設整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などの状況確認、確保、情報提供等の体制整備 ・応急仮設住宅等の手配、建設、供与体制整備 ・ライフライン(電気、ガス、電話)の確保に関する体制整備等

		<ul style="list-style-type: none"> ・用地の確保、土地の使用、提供等に関する整備体制 ・下水道の応急復旧
民生対策部 （主管：くらし部経営 統括室） 税務課 人権・同和対策課	くらし部長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の輸送手段（バス、鉄道）の確保に関すること ・緊急輸送ネットワークの整備に関すること ・市税、諸収入に関すること

各対策部の業務は、本文中に 示す。

5 市現地对策本部の設置（法第28条第8項）

市長 **総務対策部** は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地对策本部を設置する。

市現地对策本部長や市現地对策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

6 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第5項）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第6項及び第7項）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法第29条第8項）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

7 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法第26条第2項）

市長 **総務対策部** は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

8 市対策本部の廃止（法第30条）

市長 **総務対策部** は、内閣総理大臣から、知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2 市対策本部等における広報

（法第8条）

市 **総務対策部** は、県及び防災関係者等と相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や生活関連情報等住民に役立つ情報を様々な媒体を活用し、提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力も得ながら、正確な情報提供を迅速に行うとともに、市ホームページを活用した情報提供に努める。

1 広報体制

市 **総務対策部** は、武力攻撃災害等において、総務部長を広報責任者として、情報の一元化を図り、広報を実施するものとする。

また、国や県及び防災関係者、報道機関と相互に緊密な連携を取り、迅速で正確な情報提供に努める。

2 情報の収集

市 **各対策部** は、迅速で正確な情報収集を行うため、必要に応じ、安全に配慮しながら職員を現地に派遣して直接情報の収集に当たる。

なお、情報収集に当たっては、個人情報保護の観点等に十分配慮しながら行う。

3 広報の内容

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

また、刻々と変わる市民ニーズの把握に努め、真に役立つ情報を提供する。

【広報内容の例示】

災害発生に伴う被害状況（人的、物的被害等の状況）
道路交通情報（道路の通行止め等の情報）
公共交通機関の状況（バスの運行状況等）
電気、ガス、上下水道、電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況）
医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
安否情報及びその確認方法（地区ごとの被災者数、災害時伝言ダイヤルの案内等）
食料、飲料水、生活必需品、衣料品等の供給状況（支援内容等）
相談窓口の設置状況
河川、道路、橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況
ボランティア情報（市外からの支援受け入れ調整等）
義援金・必要とする救援物資の一覧及び受け入れ方法や窓口等に関する情報
市民の行動に当たっての注意喚起（出火防止、二次被害への警戒等）
安心情報の提供（ダム等の重要施設については、被害がなくて、被災もしていない旨の安心情報等）
生活支援情報（当該災害による被害がない場合であっても、市民生活に関連する交通機関の運行状況やライフラインの状況等）
その他、状況に応じた真に役立つ情報

4 広報の手段

テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供する。

5 その他の留意事項

武力攻撃事態等では、住民の不安感もあり、流言・飛語が発生する恐れも想定されることから、その防止の観点からも、市 **総務対策部** は、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、正確な情報を迅速に提供することに特に留意するものとする。

また、万一、流言・飛語が発生した場合には、報道機関をはじめ、関係機関との連携のもと、その沈静化に向けた情報提供をするものとする。

市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて 市長自ら記者会見を行う。

第3 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市 **総務対策部** は、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線若しくは移動系防災行政無線等の移動系通信回線、携帯電話の利用又は臨時回線の設定等により、現地対策本部、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市 **総務対策部** は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市 **総務対策部** は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

第1 国・県の対策本部との連携

(法第3条第4項)

1 国・県の対策本部との連携

市 **総務対策部** は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

市 **総務対策部** は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣し、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

第2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

1 知事等への措置要請 (法第16条第4項)

市 **総務対策部、関係対策部** は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

(法第16条第5項)

市 **総務対策部、関係対策部** は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請 (法第16条第5項)

市 **総務対策部、関係対策部** は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

第3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

1 市から自衛隊の部隊等の派遣要請等

(法第20条第1項及び第2項、施行令第3条)

市 **総務対策部** は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市の協議会委員たる隊員(陸上自衛隊第4師団第4特科連隊)を通じて、当該区域を担当区域とする方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものであるため、派遣の要請に当たってはこのことを留意する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 ()
- エ その他参考となるべき事項

() 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- 避難住民の誘導
(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
- 避難住民等の救援
(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- 武力攻撃災害への対処
(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)
- 武力攻撃災害の応急の復旧
(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

2 自衛隊の部隊等との連携

市長 **総務対策部** は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

第4 他の市町長等に対する応援の要求・事務の委託

1 市町間の応援

(1) 他の市町長等への応援の要求（法第17条第1項）

市長 **総務対策部** は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。

(2) 近隣市町等との相互応援協定の締結

市長 **総務対策部** は、他の市町との広域連携体制の整備に努めるとともに、相互応援協定を締結するなどして、相互に応援が迅速かつ的確に行えるよう連携体制の充実を図る。

【相互応援協定の例】

- ・ 市域を越えた広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する事項
- ・ 国民保護措置に必要な備蓄品及び必要な資機材の調達に関する事項
- ・ その他広域連携のために必要な事項

2 県への応援要求 (法第18条第1項)

市 **総務対策部** は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託

(1) 他の地方公共団体への事務の一部の委託 (法第19条、施行令第4条)

市 **総務対策部** が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

(2) 事務の委託の公示等 (施行令第4条)

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市 **総務対策部** は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。

また、事務の委託、委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長 **総務対策部** はその内容を速やかに議会に報告する。

第5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

1 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法第151条第1項及び第3項、施行令第37条)

市 **総務対策部** は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

2 総務大臣に対する職員派遣の斡旋の求め (法第152条第1項、施行令第37条)

市 **総務対策部** は、1の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を經由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、斡旋を求める。

第6 市の行う応援等

1 他の市町に対して行う応援等

(1) 他の市町への応援 (法第17条第1項)

市 **各対策部** は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 他の市町から事務の委託を受けた場合の公示等 (法第19条、施行令第4条)

他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長 **総務対策部** は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (法第21条第2項)

市 **各対策部** は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7 ボランティア団体等に対する支援等

1 自主防災組織に対する支援 (法第4条第3項)

市 **総務対策部** は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等 (法第4条第3項)

市 **文教厚生対策部** は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市 **文教厚生対策部** は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県

と連携して日本赤十字社佐賀県支部や多久市社会福祉協議会等のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努める。

3 民間からの救援物資の受入れ等

市 **文教厚生対策部** は、県や関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

第8 住民への協力要請

(法第4条、法第70条、第80条、法第115条、法第123条)

市 **総務対策部** は、法の規定により、次に掲げる措置を行うため、安全が確保されている場合で、必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

- 1 避難住民の誘導
- 2 避難住民等の救援
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 4 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 知事からの警報の通知等

(1) 知事からの警報の受信

知事からの警報の通知は、次により受信するものとする。

ア 警報が勤務時間内に通知された場合

知事からの警報の通知は、総務課が受信するものとする。

受信した総務課は、知事に受信確認を行うとともに、国民保護担当者に速やかに連絡する。

連絡を受けた担当者は、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を市長、総務部長、総務課長及び関係職員に連絡する。

イ 警報が勤務時間外に通知された場合

知事からの警報の通知は、宿日直警備員が受信するものとする。

受信した警備員は、知事に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を市長、総務部長、総務課長、総務係長及び関係職員に連絡する。

【警報の内容】(法第44条第2項)

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

(例:航空機又は船団の接近、相手国地上部隊の侵攻状況など警報を発令するに至った武力攻撃又は相手国の軍隊等の状況及び今後の予測等)

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域(地域を特定することができない場合を除く。)

(例:地方公共団体の名称等)

ウ その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

(例:地方公共団体等の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めること 等)

国の対策本部長が発令する警報は、可能な限り分かりやすく、簡潔な「文書」をもって発令されることとされている。

2 市長による関係機関等への警報の通知及び伝達

市長は知事から警報の通知を受けた時は、住民及び関係機関への警報の通知及び伝達について、以下のとおり行うものとする。

(1) 警報の通知(法第47条、法第50条)

市長 **総務対策部** は、知事から警報の内容を通知された場合には、当該市の他の執行機関(教育委員会、市立病院)に対し、警報の内容を通知する。

なお、通知に当たって、「電話」と「電子メール(又はFAX)」等を併用することにより、通知内容に齟齬が生じないように留意する。

また、必ず相手方が通知を受けたかどうかの受信確認を行う。

(2) 警報の伝達等(法第47条、法第8条)

ア 市は消防団 **総務対策部**、学校 **教育委員会**、病院 **文教厚生対策部**、その他の多数の者が利用する施設(大規模集客施設 **産業経済対策部**、**文教厚生対策部** 等)の管理者に対し、第2編第1章第4の2に掲げるところに従って、警報の内容を伝達するよう努める。

イ 市 **総務対策部** は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.taku.saga.jp/>)の「緊急情報」の項目に緊急情報として警報の内容を掲載する。

(3) 警報の解除の伝達(法第51条第2項)

(1)及び(2)は、国の対策本部長が警報を解除した場合についても準用する。

3 市による住民への警報の伝達

(1) 住民等への警報の伝達（法第47条第1項）

市長 **総務対策部** は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団等の市の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

(2) 伝達の方法（法第47条第2項）

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次により行うものとする。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市が含まれる場合

この場合においては、原則として、市内一斉放送及び広報車で国が定めたサイレン（ ）を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

国が定めたサイレン

平成17年7月6日付け閣副安危第281号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官名で発出された「国民保護に係る警報のサイレンについて（危機管理監決裁）の決定」通知で示されたサイレン

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、市内一斉放送やケーブルテレビ、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

その他、市長は、県警察などの関係機関の協力を得て、「広報車の使用」、「消防団や自主防災組織による伝達」、「自治会等への協力依頼」などの市内一斉放送やケーブルテレビによる伝達以外のあらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に警報を伝達し、その周知徹底を図るものとする。

(3) 警報伝達の体制整備及び配慮事項（法第41条、法第9条）

市長は、その職員及び消防団長を指揮し、或いは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制

の整備に努めるものとする。

この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に十分配慮するものとする。

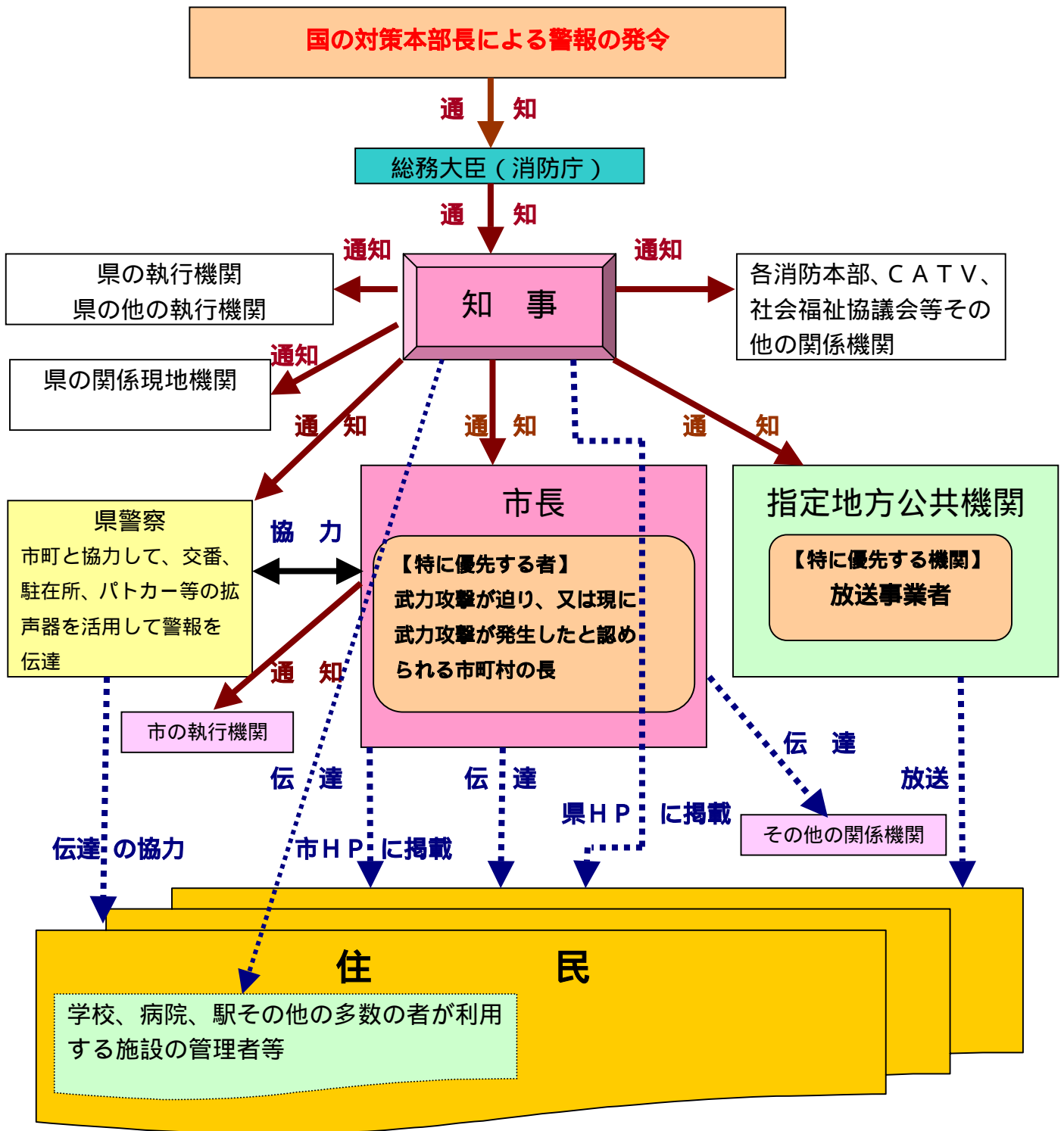
(4) 警報の解除（法第51条第2項）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の伝達と同様に、様々な手段、方法を活用して、警報の解除の伝達を行うものとする。

4 県警察の警報の伝達の協力（法第47条第3項）

県警察は、市と協力して、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努めることとされている。

【図3 - 4 警報の通知・伝達経路】



第2 緊急通報の伝達及び通知

1 緊急通報の伝達及び通知

(1) 緊急通報の伝達及び通知（法第100条第2項）

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときの緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様にする。

(2) 知事が緊急通報を発令する場合の留意

知事は、緊急通報を発令する場合は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意することとしている。

【参考】国の対策本部長が発令する「警報」と知事が発令する「緊急通報」の相違点

区分	警報	緊急通報
発令者	国の対策本部長	知事
発令の要件	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき
対象	武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域として、比較的広範囲の地域を対象とし、地域を特定せずに発令される場合もある。	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている限定された地域を対象

第3 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導に関する措置が極めて重要であることから、次のとおり定める。

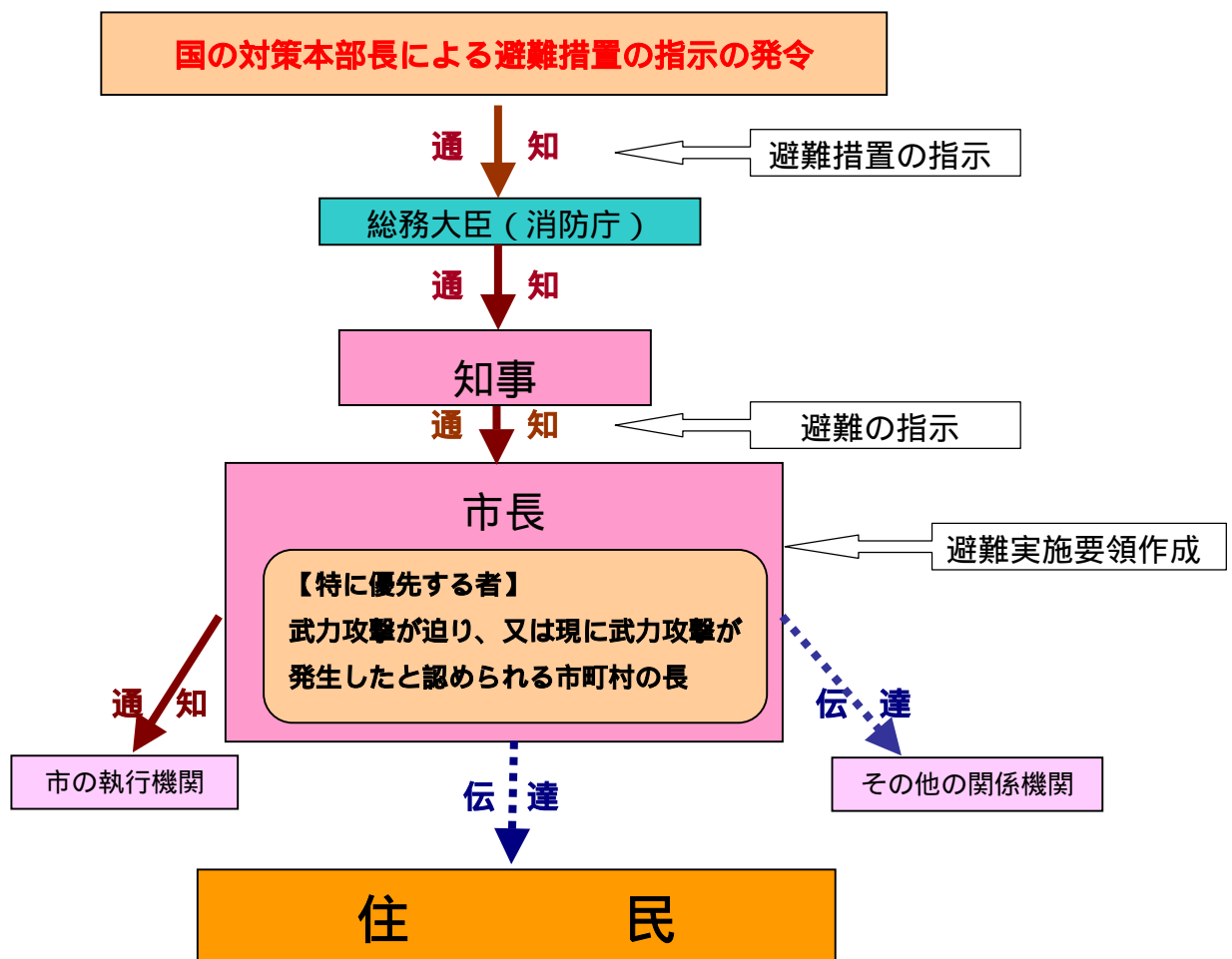
1 避難の指示の通知・伝達 (法第54条第4項)

市長 **総務対策部** は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

なお、避難の指示の通知・伝達経路については、次のとおりである。

【図3 - 5 避難の指示の通知・伝達経路】



【国の対策本部長が行う避難措置の指示の内容】

ア 住民の避難が必要な地域【要避難地域】

イ 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）【避難先地域】

ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

（例：避難に伴う物資や食料等の供給の支援、避難に伴う安否情報の収集、国の関係機関による措置等）

2 避難実施要領の策定（法第61条）

市長 **総務対策部** は、避難の指示の通知を受けた場合は、市国民保護計画に定めるところにより、関係機関（県、県警察、消防等）の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めることとされている。

このため、市長は、消防庁が作成するマニュアルを参考にして、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成するものとし、そのパターンの中から、状況に応じた的確な避難実施要領を迅速に策定するものとする。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容（佐賀県国民保護計画第3篇第4章第6）に沿った記載を行うことを基本とする。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とする場合もある。

【避難実施要領に定める事項】

(1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

（例：集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段や避難経路等）

(2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

（例：職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等）

(3) 避難の実施に関し必要な事項

（例：避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品・服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等）

3 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会等、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

例： 多久市 多久町 区の住民は「 区自治会」、多久市 多久町 区の住民は各事業所及び「 区自治会」を避難の単位とする。

(2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

例： 避難先： 市 町 にある 市立 中学校体育館

(3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例： 集合場所：多久市 多久町大字 番地の多久市立 小学校グラウンドに集合する。

集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。

(4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

例： バスの発車時刻： 月 日 15：20、15：40、16：00

(5) 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例： 集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例： 集合後は、JR唐津線 駅より、月 日の15:30より10分間隔で運行する 市 駅行きの列車で避難を行う。 市 駅に到着後は、市及び多久市職員の誘導に従って、徒歩で 市立 中学校体育館に避難する。

(7) 市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

例： 避難誘導に当たっての職員の役割分担

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員 等

(8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

例： 誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

(9) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

例： 避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

例： 避難誘導要員は、 月 日 18:00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

(11) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例： 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

例： 緊急連絡先：多久市対策本部 TEL 0952-75-
担当 田×夫

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（イメージ）

佐賀県多久市長
月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

多久市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 多久市 多久町 地区の住民は、市 町にある 市立 中学校体育館を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合

多久市 多久町 地区の住民は、多久市立 小学校グラウンドに集合する。その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、バス会社の用意したバスにより、国道203号線を利用して、市立 中学校体育館に避難する。

鉄道の場合

多久市 多久町 地区の住民は、JR唐津線 駅前広場に集合する。その際 日 時分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、 駅までの経路としては、できるだけ国道203号線又は 通りを使用すること。

集合後は、日 時 分発 市 駅行きの列車で避難する。 駅到着後は、市職員及び多久市職員の誘導に従って、主に徒歩で 市立 中学校体育館に避難する。

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・避難誘導要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・市対策本部要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・現地連絡要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・避難所運営要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等）
- ・水、食料等支援要員（ 部××課、 課の職員、責任者： 等） 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

多久市対策本部 担当 山 男

T E L 0952-75- 、 F A X 0952-75-

・・・以下略・・・

4 その他の避難実施要領作成の際の留意事項

避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）

避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

関係機関との調整（連絡手段の確保）

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用の二一ズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性に等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

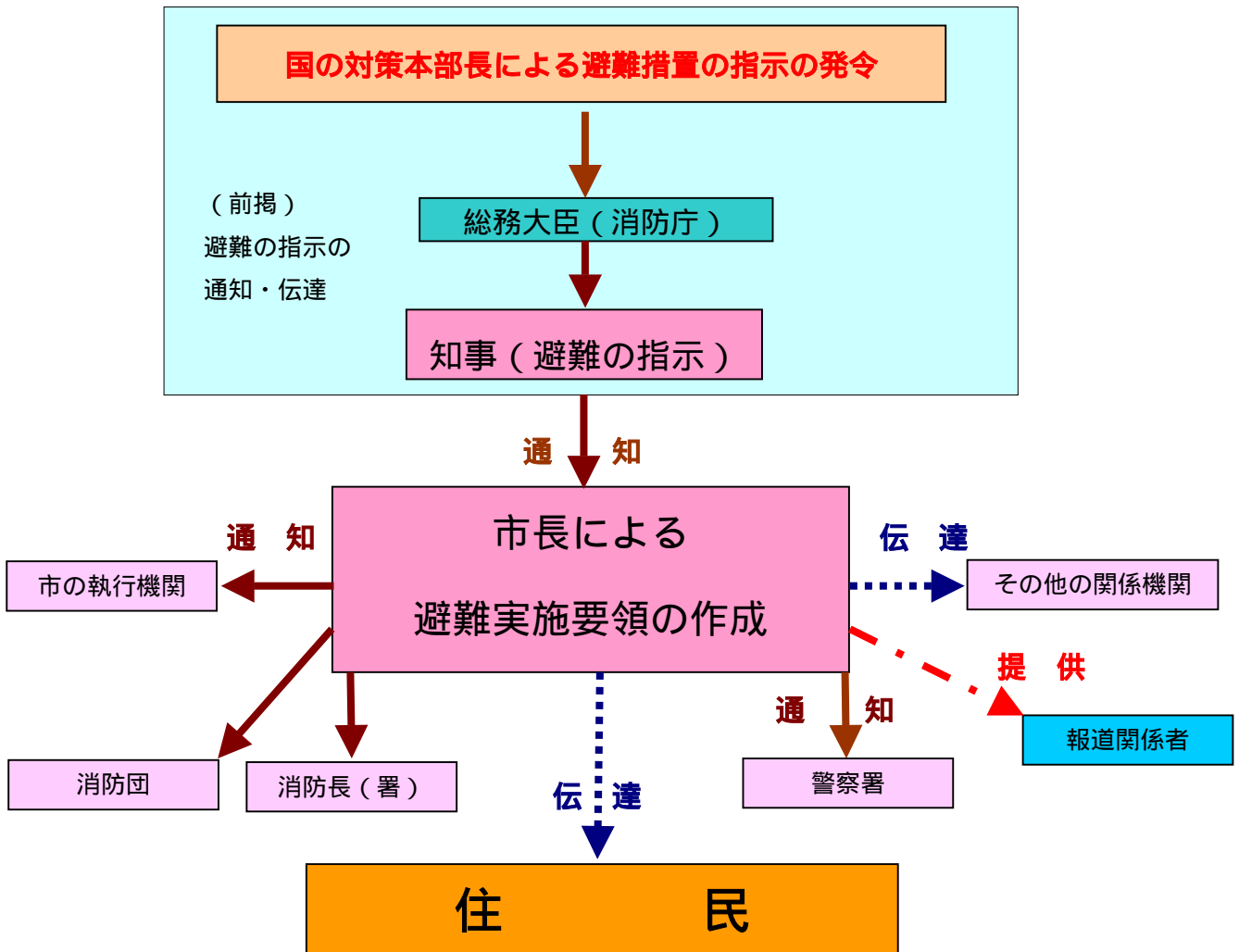
5 避難実施要領の内容の伝達等

市長 **総務対策部** は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、佐賀広域消防局消防長、警察署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【図3 - 6 避難実施要領の通知・伝達経路】



6 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導（第62条第1項）

市長 **総務対策部** は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長 **総務対策部** は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動（第62条第1項、第2項、第4項）

佐賀広域消防局は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、佐賀広域消防局の管理者等に対し、佐賀広域消防局の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から当該市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、佐賀広域消防局やその管理者等と十分な調整を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、佐賀広域消防局又は消防署と連携しつつ、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（第63条第1項）

市長 **総務対策部** は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長 **総務対策部** は、関係機関との必要な情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請（第4条、第70条第1項）

市長 **総務対策部** は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供（法第67条第1項及び第4項）

市長 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部** は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長 **総務対策部** は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮（法第9条第1項）

市長 **文教厚生対策部** は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざる得ない場合も

あり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市 **総務対策部** **文教厚生対策部** は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市 **産業経済対策部** **文教厚生対策部** は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市 **建設対策部** は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等（法第67条第1項）

市長 **総務対策部**、**文教厚生対策部**、**産業経済対策部** は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所用の調整を行うよう要請する。

市長 **総務対策部** は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等（法第71条及び第72条）

市長 **総務対策部**、**民生対策部** は、避難住民の運送が必要な場合において、原則として県対策本部長による総合調整の結果を踏まえて、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長 **総務対策部**、**民生対策部** は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置（法第69条）

市長 **総務対策部** は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

7 武力攻撃事態の類型等に応じた避難実施要領を作成するに当たっての留意事項等

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ア 市長 **総務対策部** は、弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させる。
この際、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に避難させる。
- イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、市長 **総務対策部** は、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難を行う。
- ウ 市長 **総務対策部** は、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難実施要領（例）

佐賀県多久市長
月 日 時現在

弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ近隣の堅牢な施設や建築物などに避難すること。

次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により情報の入手に努めること。

（特に着弾後において避難措置の指示がある場合）

要避難地域に該当する 地区の住民は、避難の指示の解除があるまで屋内に留まること。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ア** 市長 **総務対策部** は、知事による避難の指示が行われた場合には、早急に避難実施要領を作成し、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる場合も必要となる）。
- イ** 市長 **総務対策部** は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、知事による避難の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示（第7章第5参照）、警戒区域の設定（第7章第5参照）等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ウ** 市長 **総務対策部** は、避難住民の誘導に際しては、県と県警察、自衛隊の連携が図られるように広域の見地から県へ調整及び支援を行うよう要請するものとする。また、住民の避難が円滑に行われるよう、市対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

退避の指示について（第7章第5参照）

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、市長 **総務対策部** は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難実施要領（例）

佐賀県多久市長

月 日 時現在

A A 地区内の 施設において、ゲリラによる急襲的な攻撃が発生している。

A A 地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

B B 地区の住民については、市長による誘導に従い、C C 地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者、その他特に配慮を要するものについては、自家用車等により避難すること。

なお、施設周辺及びA A 地区周辺への立入りは非常に危険なので、一般住民の立入りを禁止する。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示及び県からの避難の指示を待つて行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、市長 **総務対策部** は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示及び県からの避難の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

イ このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国や県の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

第5章 救 援

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、次のとおり定める。

第1 救援の実施

1 救援の実施 (法第76条第1項、施行令第11条)

市長 **各対策部** は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助 (法第76条第2項)

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

参考情報 大規模な着上陸侵攻の場合における救援の実施について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

第2 関係機関との連携

1 県への要請等 (法第16条第4項)

市長 **総務対策部** は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携 (法第77条第3項)

市長 **総務対策部、各対策部** は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め等 (法第79条第1項)

市長 **総務対策部、産業経済対策部** は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第4章第3の6に準じて行う。

第3 救援の内容

1 救援の基準 (法第75条第3項、第76条第1項、施行令第10条)

市長 **各対策部** は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

市長 **総務対策部** は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号)

「資料編」参照

2 救援における県との連携

市長 **総務対策部** は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

3 救援の内容 (法第75条第1項、第76条第1項)

(1) 収容施設の供与

県は、避難を指示する場合や県外からの避難住民の受け入れ等に備え、平素から避難所候補の把握に努め、避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図る必要がある場合には、市町との連携・協力のもと、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に速やかに避難所を開設するようになっている。

この場合において、県及び市は当該施設の職員、ボランティア、避難住民等の協力を得て、別に定めた「避難所マニュアル策定指針」を参考にしながら、避難所の適切な管理運営を行う。

また、避難が長期化した場合には、県及び市は、災害時における応急住宅対策計画に基づく体制を活用しながら、公営住宅の斡旋及び応急仮設住宅の建設等を速やかにを行い、避難住民等に提供する。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

県は、救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における供給計画に基づく体制を活用し、市町との連携・協力のもと、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、物資の運送を求めながら速やかに行うようになっている。

この場合において、県及び市は、避難施設の職員、ボランティア、避難住民等の協力を得て、避難所内での物資の配布、避難住民等のニーズの把握等を適切に行う。

(3) 医療の提供及び助産

県は、災害時における医療活動計画の具体的な手順を定める「佐賀県災害時医療救援マニュアル」や「佐賀県緊急被爆医療マニュアル」を基本に、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関等の関係機関と相互に連携し、医療の提供及び助産を行うようになっている。

(4) 被災者の捜索及び救出

県は、安全の確保に十分留意しつつ、市町と協力し、被災情報の収集、安否情報の収集及び救出に必要な資機材の確保を行い、県警察や消防機関等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図るようになっている。

(5) 埋葬及び火葬

県は、市町と協力し、墓地、火葬場等の情報を広域的かつ速やかに収集し、県警察、

消防機関等と連携しながら、棺、遺体収納袋等埋葬に必要な物資の確保及び受け入れ可能な火葬場への火葬を要請するなどして、埋葬及び火葬を実施するようになっている。

(6) 電話その他の通信設備の提供

県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難施設等での電話その他の通信手段の確保を図るようになっている。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

県は、市町の協力のもと、被災した住宅の状況等の情報収集に努め、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に不可欠な部分について、必要最小限の修理を行うなど応急修理に努めるようになっている。

また、被災住民のため、相談窓口を設置するなどして、相談体制の整備に努めるようになっている。

(8) 学用品の給与

県は、市町の協力のもと、児童生徒に対し、教科書や教材、文房具、通学用品等の学用品を支給するようになっている。

(9) 死体の捜索及び処理

県は、市町と協力して、死体の一時保管場所の確保を行うとともに、医師会、歯科医師会や県警察、消防機関等と連携し、死体の処理を適切に行うようになっている。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県は、土石、竹木等により日常生活に著しい支障を受けているものに対し、建設業者等に対し協力を求めるなどして、必要最小限の除去を行うようになっている。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

第1 市が行う安否情報の収集等

1 安否情報の収集 (法第94条、施行令第23条～第25条)

住民の避難等の措置を実施する市長は、次に掲げる避難住民等の安否情報を収集し、整理することに努めるものとする。

市長による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市長は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

【収集・整理する情報の項目】

《避難住民に関する情報（負傷した住民も同様）》

- (ア) 氏名 (イ) フリガナ (ウ) 出生の年月日 (エ) 男女の別
- (オ) 住所（郵便番号を含む。）(カ) 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- (キ) (ア)～(カ)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (ク) 負傷（疾病）の該当 (ケ) 負傷又は疾病の状況（負傷の程度を記載）
- (コ) 現在の居所（避難施設の名称及び住所など避難住民等の現在の所在）
- (サ) (ク)及び(コ)のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- (シ) 親族・同居者からの照会に対する公開の同意
- (ス) 知人からの照会に対する公開の同意
- (セ) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する公開の同意

《死亡した住民に関する情報》

- (ア) 死亡の日時、場所及び状況
- (イ) 遺体が安置されている場所
- (ウ) 連絡先その他必要と認められる情報
- (エ) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する公開の同意

2 安否情報の整理 (法第94条第1項)

市 **総務対策部** は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

3 市長から知事への安否情報の報告 (法第94条第1項、施行令第25条)

(1) 報告の方法及び手段

市長 **総務対策部** は、上記1により収集した安否情報を、知事に対し、適時に報告しなければならないものとする。

この場合の報告は、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで送付するものとする。

ただし、電子メールの送信によることができない場合や事態が急迫し、職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、FAX、口頭、電話その他の方法により報告を行うものとする。

「安否情報省令」は資料編を参照

(2) 報告の時期

安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導等の実施状況を勘案し、市長の判断により知事に報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。

第2 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付 (法第95条、施行令第26条)

(1) 市 **総務対策部** は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、窓口設置後、直ちに住民に周知する。

(2) 住民からの安否情報の照会については、原則として上記の対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあっては、その内容を聴取する。）

「安否情報省令」は資料編を参照

2 安否情報の回答（法第95条、施行令第26条）

- (1) 市 **総務対策部** は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書により行ったうえで、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- (2) 市 **総務対策部** は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 市 **総務対策部** は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人情報の情報保護への配慮（法第95条第2項）

- (1) 市長 **総務対策部** は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 市長 **総務対策部** は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等の情報については、個人情報の保護の観点から特に留意する。特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第3 日本赤十字社に対する協力

（法第96条）

市長 **総務対策部** **文教厚生対策部** は、日本赤十字社佐賀県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

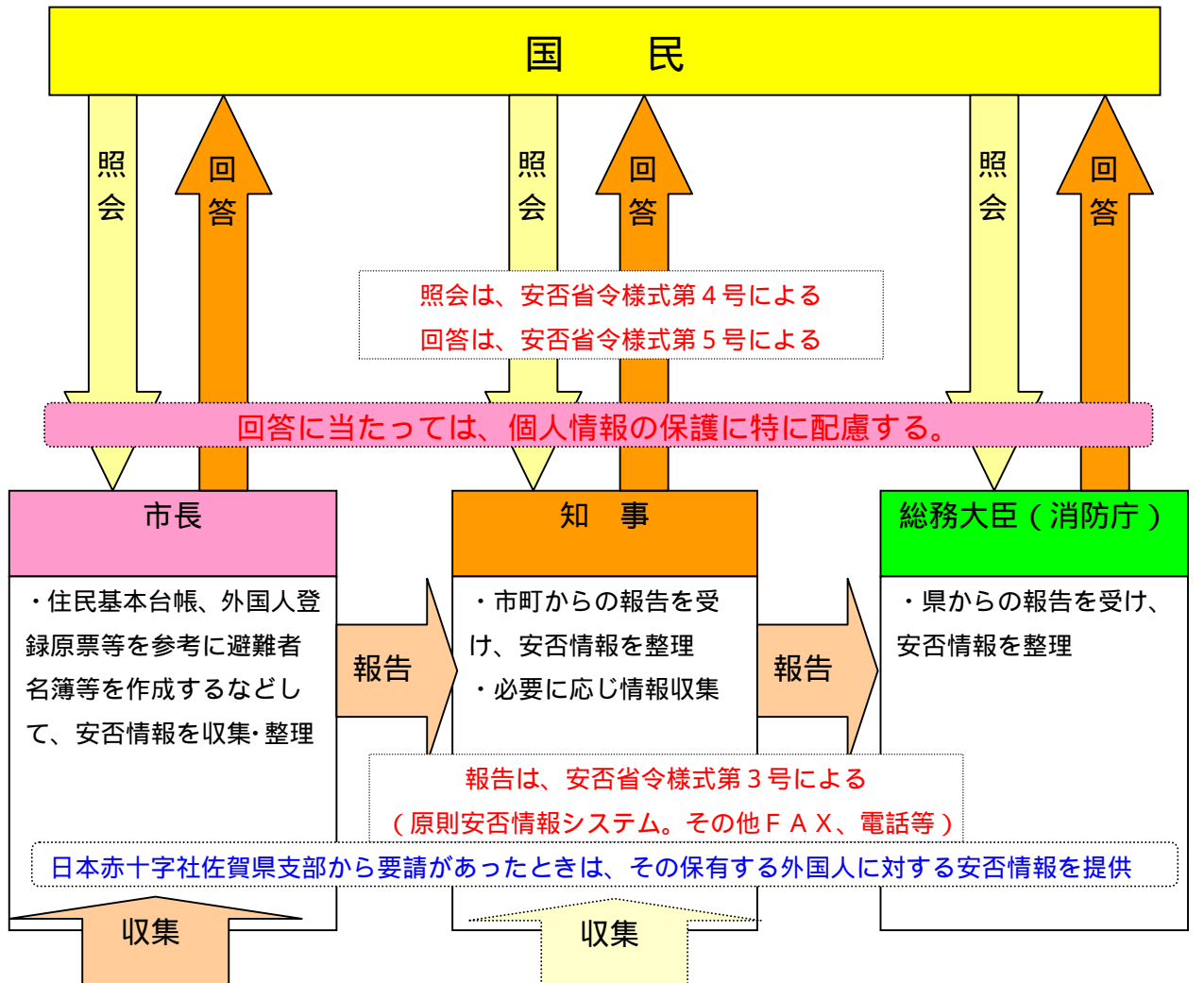
当該安否情報の提供に当たっても、上記第2の2及び3と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第4 その他の留意事項

上記に掲げるもののほか、安否情報の収集・提供に関する留意事項については、「「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（平成17年4月1日付け消防国第22号。消防庁国民保護室長通知）」の留意事項及び「「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について（平成18年4月3日付け消防国第13号。消防庁国民保護・防災部長通知）」に留意しながら、実施するものとする。

消防庁国民保護室長通知は資料編参考

【図3 7 安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



【情報収集先】

避難施設 避難住民	消防機関	運送機関・医療機関・諸 学校・大規模事業所 等	県警察	その他関 係機関
--------------	------	----------------------------	-----	-------------

《避難住民に関する情報（負傷した住民も同様）》

- (ア) 氏名 (イ) フリガナ (ウ) 出生の年月日 (エ) 男女の別 (オ) 住所（郵便番号を含む。）
- (カ) 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- (キ) (ア)～(カ)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (ク) 負傷（疾病）の該当 (ケ) 負傷又は疾病の状況（負傷の程度を記載）
- (コ) 現在の居所（避難施設の名称及び住所など避難住民等の現在の所在）
- (ク) (ケ)及び(コ)のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- (サ) 親族・同居者からの照会に対する公開の同意
- (シ) 知人からの照会に対する公開の同意
- (セ) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する公開の同意
例えば、独居老人等の親戚や身元引受人の住所・連絡先等

《死亡した住民に関する情報》

- (ア) 死亡の日時、場所及び状況
- (イ) 遺体が安置されている場所
- (ウ) 連絡先その他必要と認められる情報
- (エ) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する公開の同意

第7章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に必要な事項について、次のとおり定める。

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（法第97条第2項）

市長 **各対策部** は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請（法第97条第4項及び第6項）

市長 **総務対策部、各対策部** は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保（法第22条等）

市 **各対策部** は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

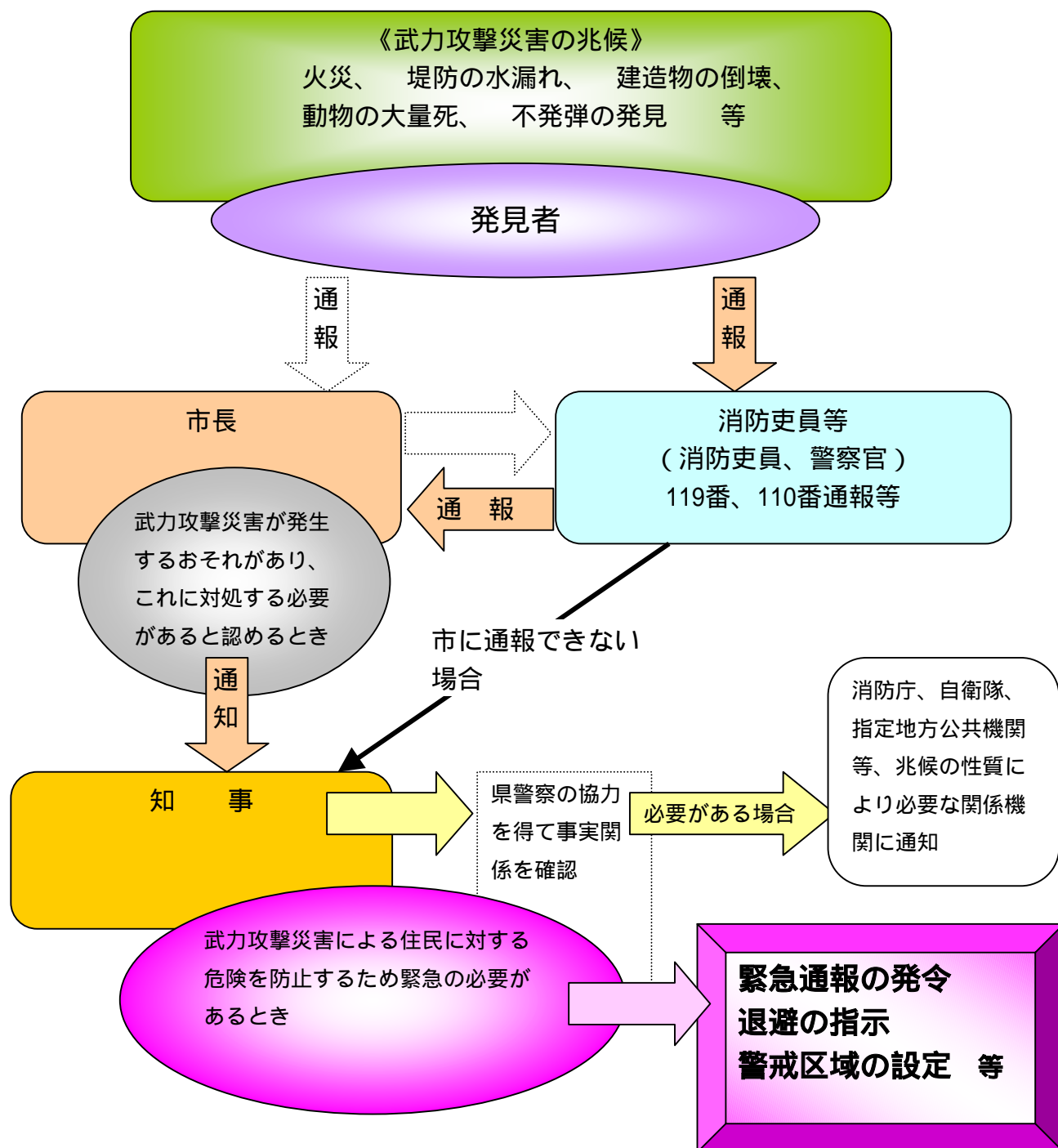
(1) 市長への通報（法第98条第2項）

消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知（法第98条第3項）

市長 **総務対策部** は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

【図3-8 武力攻撃災害の兆候の通報の流れ】



第2 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して次のとおり定める

1 生活関連等施設の状況の把握 (法第102条)

市 **総務対策部** は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

2 消防機関による支援 (法第102条第4項)

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うこととされている。また、自ら必要があると認めるときも、同様とされている。

3 市が管理する施設の安全の確保 (法第102条第3項及び第4項)

市長 **総務対策部、関係対策部** は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

1 危険物質等に関する措置命令 (法第103条第3項)

市長 **総務対策部、関係対策部** は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要な場合と認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の(1)から(3)の措置を講ずべきことを命ずる。

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一つの消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護施行令第29条）

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (法第103条第2項及び第4項)

市長 **総務対策部、関係対策部** は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、1の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

市 **総務対策部、関係対策部** は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

1 応急措置の実施（法第100条、法第112条、法第114条）

市長 **総務対策部、文教厚生対策部** は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示する。

また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施（法第107条）

市長 **総務対策部、文教厚生対策部** は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携（法第97条第4項及び第6項）

市長 **総務対策部、文教厚生対策部** は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処や要請を行う。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。

4 汚染原因に応じた対応（法第108条）

市 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部** は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部** は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部** は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部** は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の総務課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、福祉健康課・市民生活課と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 市長及び佐賀中部広域連合長の権限（法第108条）

市長 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部** 又は佐賀中部広域連合長は、知事により汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖

6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断
----	----	------------------

市長 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部** 又は佐賀中部広域連合長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

第5 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示（法第112条第1項）

市長 **総務対策部** は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは退避の指示を行うことができることとされている。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県

の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

「多久市 多久町 地区、多久市 多久町 地区」の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

「多久市 多久町 地区、多久市 多久町 地区」の住民については、地区の（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示】

市長 **総務対策部** は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置（法第112条第2項及び第4項）

ア 市長 **総務対策部** は、退避の指示の住民への伝達を、市内一斉放送、ケーブルテレビ、広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車等により住民に伝達する。

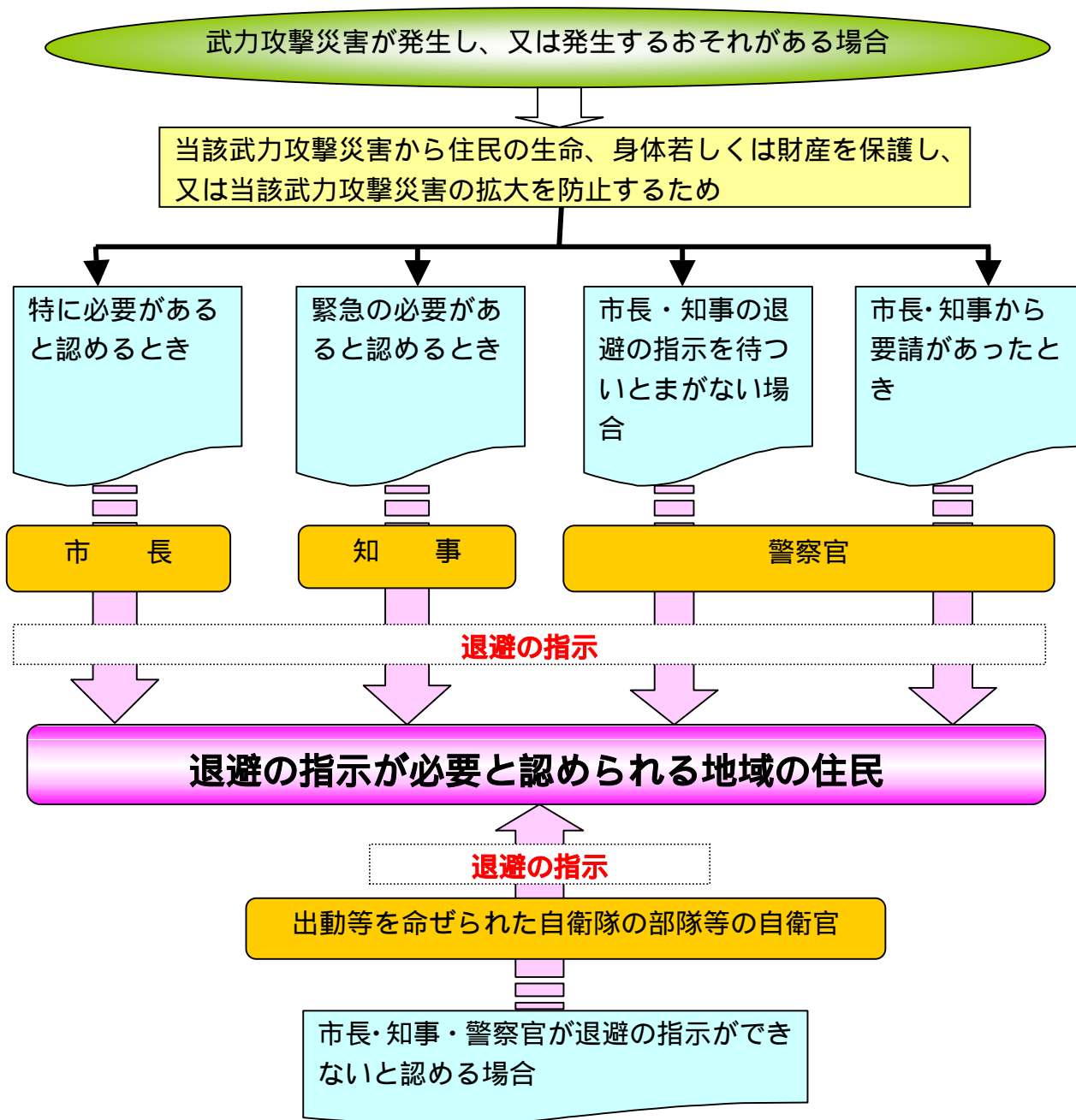
イ 市 **総務対策部** は、退避の指示をした場合は、知事に速やかに通知する。

(3) 警察官による退避の指示（法第112条第7項）

警察官は、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

市長は、その場合、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、避難の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

【図3-9 退避の指示を行う場合の流れ】



2 警戒区域の設定 (法第114条)

(1) 警戒区域の設定 (法第114条第1項)

市長 **総務対策部** は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは警戒区域の設定を行う。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

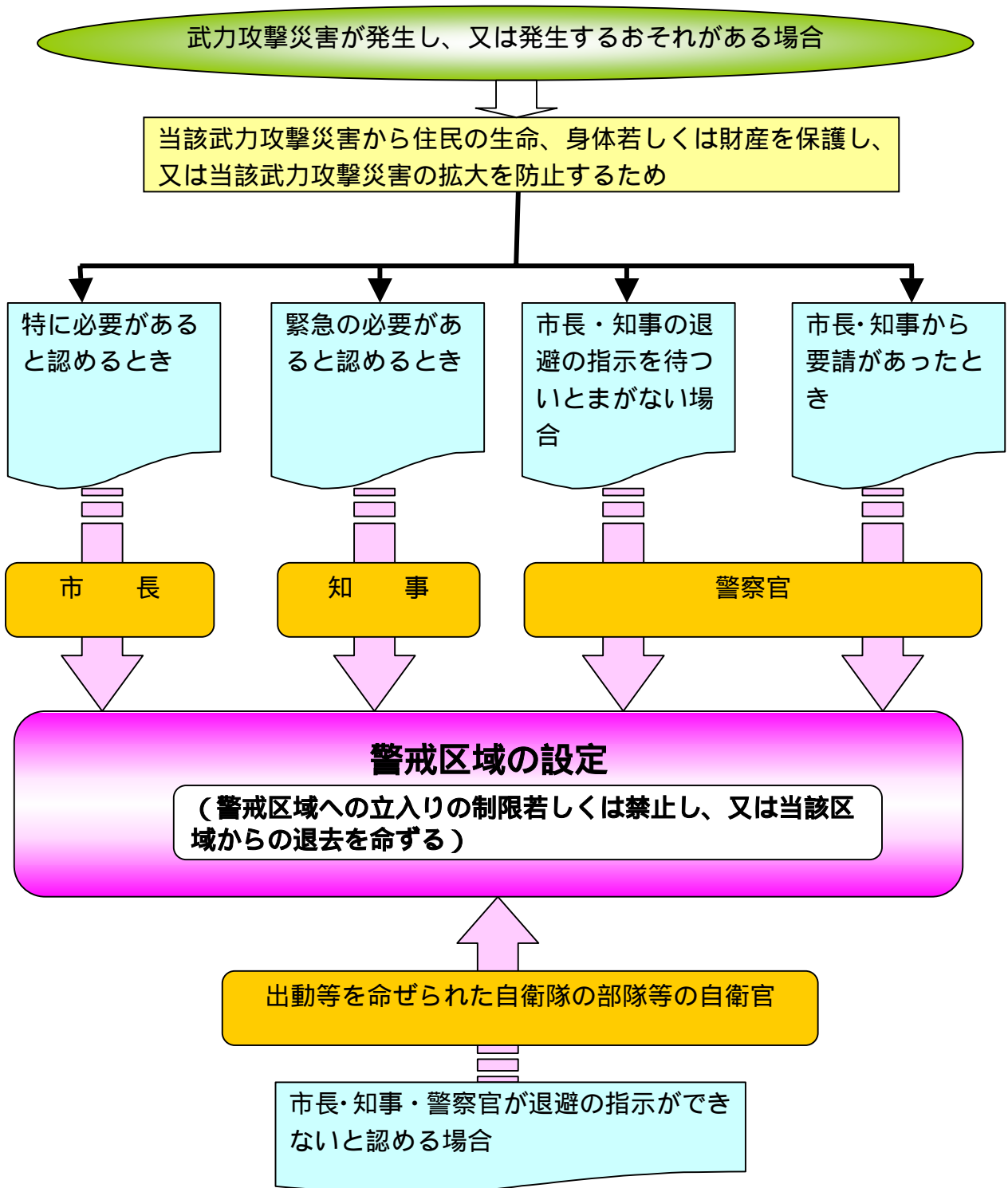
市長 **総務対策部** は、警戒区域の設定について、以下の措置等により行う。

- ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- イ 警戒区域を設定した、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をしたときは、市内一斉放送、ケーブルテレビ、広報車等を活用し、住民に広報、周知するとともに、知事に対し連絡するものとする。
- ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。
- エ 警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(3) 警察官による警戒区域の設定 (法第114条第3項)

警察官は、市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うこととされている。

【図3-10 警戒区域の設定を行う場合】



3 事前措置等 (法第111条)

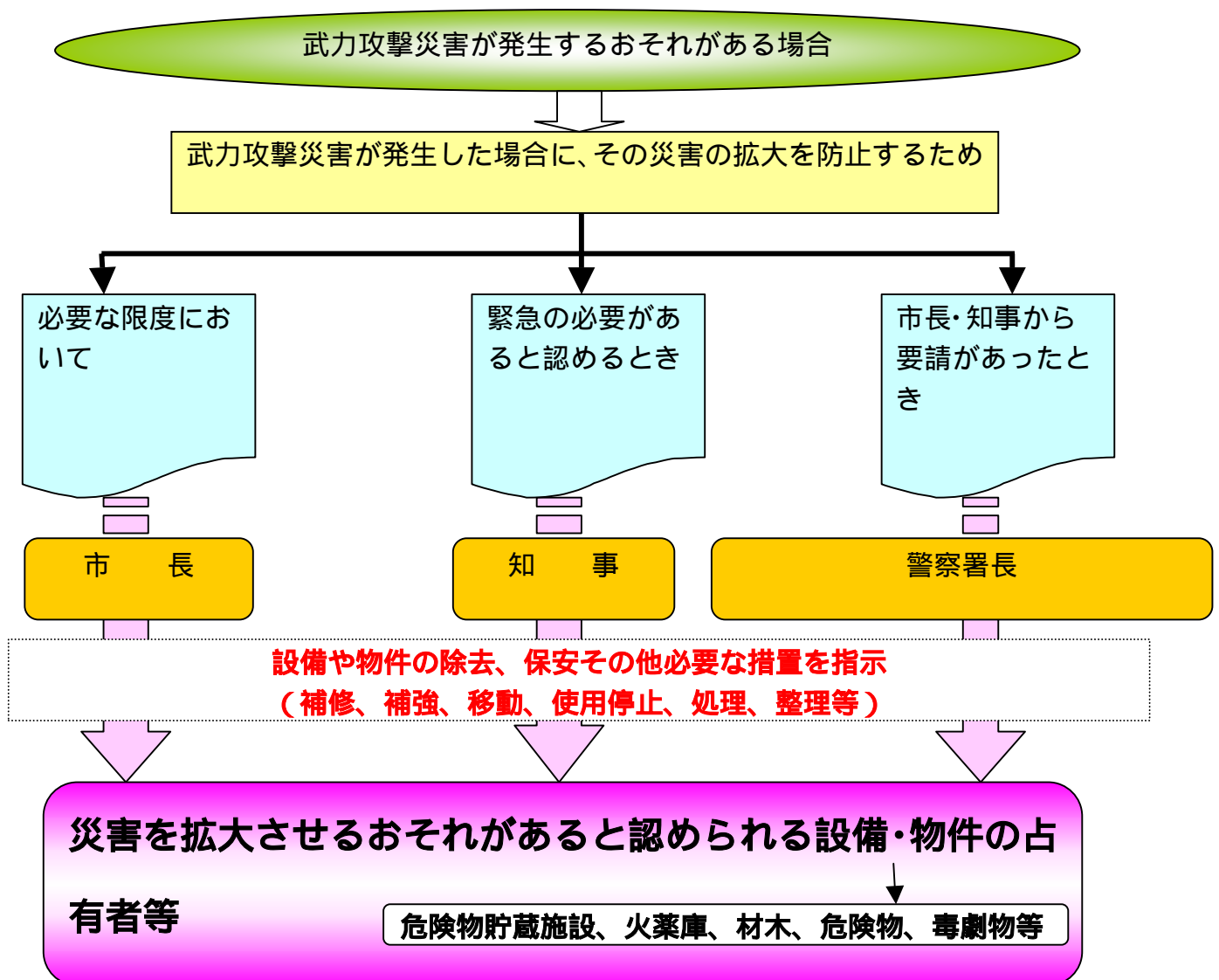
(1) 事前措置等 (法第111条第1項)

市長 **総務対策部** は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 警察署長による事前措置 (法第111条第3項)

警察署長は、市長 **総務対策部** 又は知事から要請があったときは、事前措置を指示することができることとされている。

【図3-11 事前措置等を行う場合】



4 応急公用負担等 (法第113条第1項～第3項)

市長 **総務対策部、産業経済対策部** は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(なお、工作物等を除去したときは、保管しなければならない。)

手続き等については、「第4編 第3章」を参照

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長 **総務対策部** は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、佐賀広域消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うこととされている。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長 **総務対策部** は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長 **総務対策部** は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長 **総務対策部** は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行なわれた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長 **総務対策部** は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地対策本部を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市が被災していない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告（法第126条、法第127条）

- (1) 市 **各対策部** は、電話、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市 **総務対策部** は、被災情報の収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うこととされている。
- (3) 市 **総務対策部** は、被災情報の収集に当たっては、県に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市 **総務対策部** は、第一報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
多 久 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 多久市 多久町大字 番地（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市 **文教厚生対策部** は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を地域防災計画に準じて実施する。

(1) 健康相談対策

市 **文教厚生対策部** は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、保健指導、栄養指導、心のケア等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市 **文教厚生対策部** は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市 **文教厚生対策部** は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市 **文教厚生対策部** は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 市 **文教厚生対策部** は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市 **文教厚生対策部** は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法第124条）

ア 市 **文教厚生対策部** は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市 **文教厚生対策部** は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市 **文教厚生対策部** は、多久市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年旧厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市 **文教厚生対策部** は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

市 **文教厚生対策部** は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市 **民生対策部** は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 市による生活基盤等の確保（法第134条第2項、法第139条）

ア 水道事業者として市 **文教厚生対策部** は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 道路等の管理者である市 **建設対策部** は、当該公共的施設を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保（法第134条第1項）

- ア** 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとなっている。

- イ** 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとなっている。

- ウ** 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとなっている。

- エ** 電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとなっている。

- オ** 一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、信書便を確保するために必要な措置を講ずることとなっている。

- カ** 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとなっている。

- キ** 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理することとなっている。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等 (法第158条)

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

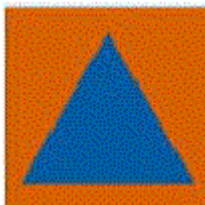
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行なう者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）

The image shows two sample forms for the special emblem and identity card. The left form is the front of the identity card, and the right form is the back. The front form includes fields for name, date of birth, and a photo. The back form includes fields for the name of the issuing authority and the name of the holder.

〔日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）〕

2 特殊標章等の交付及び管理 (法第158条)

(1) 市長 **総務対策部** は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長 **総務対策部**

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

国の定める赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準・手続等については、平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインについて」で定められている。

「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインについて」
は資料編参照

3 特殊標章等に係る普及啓発

市 **総務対策部、文教厚生対策部** は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。